

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和6年12月17日(火) 午前10時00分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 請願・陳情

陳情第 14号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについて

請願第 16号 医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書採択を求めることについて

請願第 17号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会	清水 健 司	委員長
	萩原 健	副委員長
	大久保 清 美	委員
	宇田 貴 子	委員
	大内 健 寿	委員
	山田 恵 子	委員
	北原 祐 二	委員
	海野 富 男	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

保健福祉部	大和田 征 宏	保健福祉部長兼福祉事務所長
	三 村 眞理子	国保年金課長
	飛 田 和 弘	国保年金課長補佐兼国保係長
	根 本 恵 子	国保年金課国保係長
	伊 藤 恵 子	国保年金課国保係主幹
	高 村 駿太郎	国保年金課国保係主事

	横山幸一	介護保険課長
	佐藤弘子	介護保険課長補佐
	坂本純子	介護保険課技佐兼係長
	新原明子	介護保険課係長
	菌部英明	介護保険課主幹
	西野貴弘	保健福祉部参事兼健康推進課長
	植田成昭	健康推進課長補佐兼係長
	佐藤由季	健康推進課技佐兼係長
	佐藤知子	健康推進課係長
	佐藤容子	健康推進課主幹
教育委員会事務局	箱崎勝子	教育部長
	檜山知之	参事
	飯村祐一	参事兼指導課長
	田口清幸	総務課長
	橘和典	学校管理課長

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	参事兼次長
	國谷利広	次長補佐

文 教 福 祉 委 員 会

令和6年12月17日(火)

午前10時 開会

○清水（健）委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、請願2件、陳情1件、以上3件です。また、執行部から所管事項説明の申し出がありますので、請願・陳情の審査終了後に説明を受けたいと思います。以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは最初に、陳情の審査を行います。

陳情第14号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和6年度、令和6年12月17日、配付資料、陳情第14号の順にお開きください。よろしいでしょうか。

それでは、事務局職員に朗読をさせます。國谷次長補佐。

（事務局朗読）

○清水（健）委員長 それでは、こちらの件につきまして、何かご意見等がありましたらご発言を願います。北原委員。

○北原委員 おはようございます。

今、陳情趣旨の内容のところを朗読していただきましたけれども、この辺に書いてありますように、まだまだこの課題解決に向けては学校現場はあるのかなというふうに思っております。

その中でちょっと1点お聞きしたいのですが、やっぱり、最初に書いてあるいじめ・不登校、これは毎回、予算委員会や決算委員会でも聞いていますが、こうした今の本市の状況をちょっと、分かれば教えていただきたいと思います。

○清水（健）委員長 飯村教育委員会事務局参事兼指導課長。

○飯村教育委員会事務局参事兼指導課長 委員のご質問にお答えいたします。本市の30日以上欠席の不登校児童生徒数ですが、令和4年度は380名でございました。令和5年度につきましては359名ということで、少々減少はしております。しかしながら、本年度ですが、10月末現在で今のところ302人ということで、昨年度のこの時期と比べますと26人増ということで、本年度は、今後増え続けてしまうと、また昨年度より増えることが懸念されている状況でございます。

以上でございます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。学校現場、また、教育委員会の皆様方もいろんなご努力をいただいて取り組まれているということは重々承知しているところでもございますけれども、引き続きこうした部分も、やっぱり教職員の方々もなかなか大変な部分はあると思いますので、環境の整備に向けてはご尽力いただければというふうに思います。

続けて、すみません、もう一ついいですかね。

○清水（健）委員長 はい。

○北原委員 そんな中で、やっぱり国では、今、教職員のいろんな、調整額もそうですけど、働き方改革ということも議論をされている状況かなと思っています。そんな中で、長時間労働とか、加配教員の増員、こうしたものは本市は今どういう状況か、教えていただきたいと思えます。

○清水（健）委員長 橘学校管理課長。

○橘学校管理課長 学校管理課のほうでは、毎月、時間外在校等時間調査というものを行っておりまして、その結果によりますと、今年の9月のデータでございますが、県平均との比較をいたしますと、小学校で1人当たり5時間17分、中学校で4時間56分、全校種では5時間4分と、いずれも県と比較しますと上回っておりまして、本市の時間外在校等時間は依然長いという認識でございます。

○清水（健）委員長 檜山教育委員会事務局参事。

○檜山教育委員会事務局参事 私のほうから、教員の加配、また、未補充についてお答えいたします。

今年度当初、県のほうから加配教員として本市に措置された人数は、小学校36人、中学校38人の計74名となっております。この加配教員ですが、年度当初は4名の欠員が生じておりました。現時点でなんですけども、その加配教員4名のうち、6月1日から1人解消することができましたので、加配教員の欠員としては3名の欠員が生じております。

また、それ以外に、加配以外でも欠員が生じていることがございますので、その点についてご説明いたします。

昨日時点で、本市の小中義務教育学校で合わせて13名の未補充が生じております。

その内訳ですが、先ほど申しました加配教員が3名、また、1名、11月27日付で自己都合によって退職なさった先生がいらっしゃるの、定数のほうが1名、現状、未補充という形になっています。これで4名です。

そのほか、育休補充、育児休業に入っている先生の補充者が8月6日からなかなか見つからずに、今、1名欠となっているのですが、この件については1月6日に解消することができました。補充者が見つかったものですから。これで5名になっています。

そして次に、産休補充です。12月5日から産休に入られた先生がいらっしゃって、この補充者が見つかっていなかったのですが、この産休補充者も1月6日から新たな補充者を見つけることができましたので、1月6日に解消になります。

そして、年度途中で休職をなさっている先生がお二人いらっしゃいまして、その方の補充者が今、未補充という形になっています。ただ、2人のうち、お一人は3月1日から復職予定となっています。もう一人の方は4月1日から復職予定となっています。

ここまでで定数1、加配3、育休1、産休1、休職2という状況です。

さらに、療養休暇を取得している先生が現時点で3名おりまして、小学校2名、中学校1名

です。この方の補充者が今、未補充という状況になっています。この3名の療養休暇を取得なさっている先生のうち、お一人は1月1日から復職、もう一人は2月1日から復職、そして、3人目の方は1月6日から復職予定となっています。

そして、介護休暇補充、ご家庭の都合で8月1日から介護休暇を取得なさった先生がおりまして、その方の補充者が未補充となっています。

そして、最後ですが、研修補充といひまして、学校現場を離れて、研修センターや茨城大学で、3か月や6か月の期間を設けて、教職に関するさらなる深い研究をする制度があるのですが、その研修に行っている先生が1人いらっしゃって、その補充者が今、未補充となっています。研修については今月の25日で終了となりますので、それ以降は解消の見込みです。

説明が長くなりましたが、現時点での未補充は、定数1、加配3、育休補充1、産休補充1、休職補充2、療養補充3、介護休暇補充1、研修補充1の合計13名となっております。

以上でございます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 細かくご説明いただきましてありがとうございます。いろんな環境の中であつて、ご尽力されながら、こうした教職員の方々の補充というか、手当てということをしているのかなというふうに感じたところでもありますけれども、まだまだやっぱり、きめ細かな教育を受ける部分では、これをずっと継続して向上させていくものかなと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 私もこの陳情には賛成の立場で、さらにただいまの執行部のご説明に質問をしたと思います。13人未補充ということで、驚くべき数字だったなというふうに思います。この未補充の状態に対してどんなふうに対応しているのかということが気になるわけですが、1つの学校に何人も未補充の状態が重なるとさらに大変になるだろうなというふうに思うわけですが、その辺りの未補充の状態での学校の努力の様子といいますか、そういうことをちょっとお聞きできればと思います。

○清水（健）委員長 檜山教育委員会事務局参事。

○檜山教育委員会事務局参事 ただいまのご質問にお答えいたします。未補充が生じたときには、まずは補充者を確保する必要があるのですが、現時点で私のほうで、今年度、常勤の補充者を確保できた方が合計10名です。10名のうち、教諭の代替が必要な方が7名、栄養教諭の代替が必要な方が1名、事務職員の代替が必要な方が2名ということになっています。講師を探すことが今かなり難しい状況なんです。10名のうち3名は、直接私のところに志願書を持ってきてくださった方を採用することができました。5名は校長先生が探されてきました。そして、1名は青少年課の植野課長のほうで紹介していただきました。そして、事務所のほうに志願書の登録があるのですが、その登録の中から本市で採用できた方は1名です。という状況がありますので、まず、補充者の確保については、特に知り合いの方とか、直接ひたしな市参事室のほうに提出して下さる方をどんどんこれから探していかななくてはいけ

ないかなと思っています。そして、見つかるまではどうしても、1か月で見つければ早いほうで、3か月とか、4か月とかかかっている現状があります。その間、学校ではどのような対応をされているかといいますと、まず、クラスを持っていない教務主任の先生であるとか、教頭先生とか、学級数が多いときは、教務主任、教頭のほかに担任を持っていない職員がいますので、そのような職員が担任代行という形で子どもの指導に当たっているような現状があります。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

それでは、こちらの件につきまして、採決のほうに入らせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、採決に際しまして、これより討論を行います。討論ありませんか。北原委員。

○北原委員 陳情第14号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについて、賛成の立場で討論いたします。

現在、本市においても、児童生徒のいじめ・不登校、これが年々増加しています。教育委員会及び学校現場においては様々な対応を行っていますが、なかなか解決には至らない状況にあります。こうした課題解決も含めて、子どもたちの豊かな学びの実現ときめ細かな教育を受けさせるためには、さらなる環境整備が重要だと考えています。また、国では現在、教職員の働き方改革などについて様々な議論がされておりますが、結論には達していない状況にあります。本市においては、国や県から学校に依頼される業務が適正であるかどうかを見極めながら、学校現場の業務負担にならないように対応していますけれども、1年を通せば、先生方の長時間労働などの多忙の状況は現在も続いていると考えます。長時間労働の是正や働き方改革、そして、加配教員の増員などをさらに進めることは重要だと考えます。こうしたことから、この陳情事項の3つの内容、これは大変重要です。国の関係機関への意見書を提出することは採択すべきと考えます。よって、今回の陳情については賛成をしたいと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 私も、陳情第14号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求めることについて、賛成の立場から討論します。

本市においても、不登校や教員未配置の問題、教員の長時間労働など、課題は山積していますが、解決のためには市独自の努力では限界があることから、国の責任において改善を求める本陳情は採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決いたします。本件については採択すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとするに決定いたしました。

ただいま採択すべきものとされました陳情第14号について、陳情書に添付されている意見書（案）を参考にしまして、委員会として議案を提出してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、この意見書（案）を基に委員会として議案の提出をしたいと思えます。議案の提出者は文教福祉委員会委員長の清水健司となります。よろしく願います。

以上で陳情の審査を終了いたします。

執行部入替えのために暫時休憩いたします。

（執行部入替え）

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○清水（健）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、請願の審査を行います。

請願第16号 医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書採択を求めることについてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただきまして、請願第16号をお開きください。よろしいでしょうか。

事務局職員に朗読をさせます。國谷次長補佐。

（事務局朗読）

○清水（健）委員長 こちらの件につきまして、ご意見等がございましたら発言を願います。北原委員。

○北原委員 こちらの件につきまして、まず、この中身をいろいろ調査した中で、令和5年12月の厚労省のいろんな調査の中では、医薬品の限定出荷、また、供給停止の品目というものが25.9%というような結果が出ているのかなと思っています。全国的に、全医薬品の4分の1以上の品目、これが入手困難というデータであると思うんですけども、本市においてはどのような状況というんですかね。分かる範囲でいいんですけども、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。

○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 今回の請願を受けまして、現在の市内の薬局の状況につきまして、現在の医師会長、薬剤師会長、そして、前の薬剤師会長、この3人に確認をさせていただき、それをまとめてみました。その中で、現在の状況は3人ともほぼ共通した内容で

ありました。

具体的には、薬全体が慢性的に不足をしているということです。要因は、先ほど説明でありましたが、ジェネリック会社の不祥事、それ以来3年間、改善は見られていないということです。特に、せき止め薬を中心とした風邪薬、また、コロナールなどの解熱鎮痛剤、また、抗生物質が足りていないということです。小児用のシロップもないため、錠剤をすり潰すなどしながら、粉薬で対応しているということでもあります。3箱を注文しても、1箱しか入ってこないということです。そのため、近くの薬局さんと協力をしながら、そのお店の不足分を補い合っているということでありました。

そして、こうなっている背景でありますけれども、薬価の引下げがこれまでは2年に1回ありましたが、現在は毎年国が下げてくるので、作れば作るほど赤字に陥ってしまうと。国が増産しろと言っても、メーカーはもうからなければ増産はしない。当然設備投資もできないという悪循環に陥っているとおっしゃっていました。例えば、せき止め薬、アスベリンという先発品がありますが、現在市が運営している休日夜間診療所でも不足している薬であります。1錠9円程度ということで、メーカーは、作ると採算が合わず、赤字になってしまうと。また、原材料費、電気代が高騰している中で薬価を下げてくるという逆行した国の政策のままでは、薬剤の崩壊が起きてしまうと、3人の先生方がおっしゃっていました。薬局も利益が減少しているので、人件費、自分たちの給料を下げながら対応していると苦慮しているようでありました。また、麻酔薬も不足しているので、歯科医師の抜歯治療にも支障を来していると歯科医から聞いたことがあるとおっしゃっていました。

最後に、年末年始が今年は9連休となりまして、休日夜間診療所におきましても、医師会の先生方に、不足しているせき止めの薬を多く配らないで、最小日数で処方をするように市のほうからも依頼をさせていただいたところでございます。

現状としては以上でございます。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 現状の詳細のところを細かくご説明いただきましてありがとうございます。本市においてもそうしたいろんな懸念のところと不安の部分はあるのだなということが分かりました。

そういう中で、作り手のところもいろいろ、働く方々にとっても、やっぱり、製造の部分では業務の負担というものも何かあるのかなというふうに感じておりますし、医薬品の不安定な供給によって、そうした業務の負担の増加ということもあるし、また、消費者から、カスタマーハラスメントではないですけども、そういう声というものも少しお聞きをする部分があるのですが、これも分かる範囲でいいのですけども、そういう状況があるというのかどうなのか、何かお聞きしたことがあるかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。

○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 こうした薬不足の中で、お客様への対応についても伺いました。なぜ薬がないのかと声を上げる患者さんもまれにいるということです。あと、後発

品がないため先発品で対応しようとする、少し値段が高いですので、少し怒る人がいると。ただ、それほど多い印象はないというふうにおっしゃっていました。

今回調査をさせていただきまして、やっぱり、ジェネリックメーカーさんも中小企業が多いのだなということが分かりました。先ほど申し上げましたとおり、薬価がどんどん下がって、原材料も高騰していると。電気代も上がっていると。1錠数円の薬が非常に多いという中で、しかも、高いクオリティを保ちながら薬を増やせと。メーカー側からすれば、ちょっとなかなか厳しい状況なのかなというふうに感じました。休日夜間診療所でも、先ほど申し上げましたとおり、年末年始に懸念材料を残しているということで、やっぱり、薬をしつかり患者に届ける体制、これを復活させる必要があるなど。そのためにも、現在のシステムのままではなかなか改善していかないのかなと。メーカーへの設備投資とか、そういった国の支援が必要なのではないかというふうに、医師会の先生方とか、薬剤師会の先生方と協議をさせていただいて、健康推進課としてもそう感じたところでございます。

以上です。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。行政でできること、市でできることというのはしっかりと今も取り組んでおられると思いますけれども、引き続きこうした薬剤師の方、医療関係の方々とも連携を図りながら、やっぱり市民の安心・安全というものにもつながってくるかと思っておりますので、引き続きご尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見等ありましたらご発言願います。宇田委員。

○宇田委員 この請願のご説明、それから、今の課長からの市内での状況は、全くそのとおりでというふうに思います。

しかし、請願事項の中の「薬価制度の見直しによるイノベーションの推進」という文言について、私は問題があると思っています。イノベーションという意味は、革新的な技術やアイデアによって今までにない変革をもたらすというような意味合いで、現在は様々な分野で使われています。一方、医療品分野で、国が進めるイノベーションの推進といった場合、製薬会社の新薬開発と高い薬価算定のための財源として、新たに患者負担増を伴う政策を意味する言葉として使われています。実際、今年10月から、先発薬と後発薬の価格差の4分の1に相当する額を患者から保険外の療養費として徴収する新しい制度が導入されました。紹介議員の三瓶議員に確認したところ、本請願中の「イノベーションの推進」という文言にこのような患者負担増は含まれないことを確認したわけですけども、政府と同じ文言を使用した意見書を上げることになれば、この政府方針を推進することになりかねません。現在、医薬品の供給不足を引き起こしている大本の原因の一つには、国による社会保障費抑制の政策があります。政府は医療費抑制の方策として、医療費総額中の薬剤費削減のためとして、2015年、骨太方針で、後発医薬品の使用をそれまでの2倍の80%としました。しかし、後発医薬品製造会社の多くは中小企業であり、十分な設備も人材育成もままならない状態で増産を強いられ、結果、

複数の企業で不正行為が相次ぎ、供給破綻を招く結果となったと考えます。後発医薬品の急激な増産を強いながら、先発薬、画期的新薬等を優遇し、後発薬や基礎的医療品の薬価を下げ続けてきた国の責任が問われます。日本の医療費に占める薬剤費の割合は他の先進国と比べても異常に高く、その最大の要因は新薬価格の高騰と先発品薬価の高止まり、それを容認・促進する薬価制度にあるというのが医療団体の指摘です。現状打開のためには、この高薬価構造を根本的に見直すこと、そして、後発医薬品企業の体制強化、財政支援が求められますが、本請願には財政支援において国の責任が明記されておりません。本来なら患者負担ではなく、公費で財政支援することこそ明記すべきです。

以上の理由から、本請願には賛成できません。

○清水（健）委員長 ほかにご意見等あればお願いしたいと思います。山田委員。

○山田委員 ご説明ありがとうございます。こちらのほうにもありますように、やっぱり、医薬品、医療機器の安定供給というのは国民の命に影響する重要な課題であるということで、請願書にも書いてありますけれども、私たち公明党としても先日、創薬力強化プロジェクトチームを立ち上げまして、医療品の安定供給など、喫緊な課題となっていることに取り組んでいくということで、党を挙げてやっていくということになっていきますので、この請願には賛成して、このまま進めていきたいと思っております。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見等あればご発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ほかにご質問等がなければ、質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

○清水（健）委員長 それでは、これより再開いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。北原委員。

○北原委員 請願第16号 医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書採択を求めることについて、賛成の立場で討論いたします。

近年、度重なる薬価の引下げや需給逼迫に対応するための業務コストの増大、製薬メーカーや薬局、さらには医療機関等の経営も圧迫し、日本の新薬創出力の低下を招いています。この結果、必要量の医薬品の供給が全国的に不安定となり、また、企業の賃上げの不調や離職者の増加にもつながっています。また、医薬品の不安定な供給によって働く方々の業務負担が増え、さらには消費者からも不安な声をお聞きします。こうしたことから、安定したサプライチェ

への構築は必要と考えます。以上のことから、請願事項の2つの内容は非常に重要であり、国の関係機関への意見書提出は不可欠であります。採択すべきものと考えます。よって、今回の請願については賛成をしたいと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 請願第16号 医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進に係る意見書採択を求めることについて、反対の立場から討論します。

本請願の趣旨、現在の医薬品等の供給不足に対して早急な対応が必要だという点については同じ立場に立つものですが、そのための解決策については、先ほど述べたとおり、国の財政支援が明記されていないことから、本請願には反対します。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を以上で終了いたします。

それでは、これより採決いたします。本件につきまして採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立多数です。よって、本件は採択すべきものとするに決定しました。

ただいま採択すべきものとされました請願第16号について、請願書に添付されている意見書（案）を参考にしまして、委員会として議案の提出をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、この意見書（案）を基に委員会として議案の提出をしたいと思います。議案の提出者は文教福祉委員会委員長の清水健司となります。よろしく願います。

次に、請願第17号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただきまして、請願第17号をお開きください。

事務局職員に朗読させます。國谷次長補佐。

（事務局朗読）

○清水（健）委員長 ありがとうございます。

こちらの件につきまして、ご意見等ありましたらご発言を願います。大内（健）委員。

○大内（健）委員 まず、今回の訪問介護費改定に伴い、訪問介護事業所に介護報酬改定が出ておりますけど、実際、執行部のほうで市内の介護施設の現状というものを把握していらっしゃると思うんですが、その点のご説明をちょっといただけますでしょうか。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 市内の状況ということでございますけれども、今回のこの請願を受けまして、うちの介護保険課のほうで市内の訪問介護施設のほうの調査を行いました。現在、訪問介護の事業所は市内に23あります。こちらは、昨年度は25あったところが、今年度は23ということで、3月に2事業者が廃止されております。廃止の理由につきましては、コロナが原因でしょうか、経営悪化が1件と、組織の統廃合が1件ということでございます。今年度に入りましてからは、今のところ廃止している事業所はないという状況でございます。

アンケートは幾つか項目を設けまして実施したのですけれども、まず、現状として、こちらに、今回、小規模事業所が廃止されるのではないかとということもございましたので、市内に小規模事業所がどのくらいあるのかなということ調べたところ、3件ございました。3つの事業所が小規模です。小規模というのは、月200件以下を訪問するといえますか、対象が200件以下の事業所のことをいいます。そちらが3件ございました。

また、訪問介護の職員数なんですけど、総数で185名いらっしゃいました。平均で1事業所9名、少ないところで3名、多いところで24名というところで、こちらは常勤、パートを含めての話でございますが、それだけいらっしゃったというところでございます。

また、1人当たりの一日の訪問件数は、平均すると3.6件訪問しているかなと。少ないところで一日1件、多いところで10件訪問しているというところでございます。

それで、今回アンケートを取った趣旨なんですけれども、この請願にあるとおり、基本報酬を下げて、厚生労働省のほうでは処遇改善加算を取得しやすく、また、加算率を上げたから大丈夫ですよということを厚生労働省で言っていると思いましたが、そちらのほうは本当かどうかではないですが、実態は一体どうなのかということ調べてもらいました。今回の報酬改定で、処遇改善加算というのを、厚生労働省のほうでは上位をつけやすくしていることをうたわれていましたので、処遇改善加算をどうしているかなということ聞いてみました。というところ、アンケートに答えたところは20事業所だったのですが、そのうちの17事業所は現行どおりのまま、令和5年のまま今回の新加算のほうに移行していると。上位を取得したのは2事業所というところでございます。厚生労働省のほうでは上位をつけやすいというふうに話しておりますけれども、上位をつけられない理由は一体何なのかということ聞いております。そういったところ、要件を満たせないというところが7事業所ございました。研修等、要件が少しありますので、いろいろ要件が書いたところがありますので、研修等が受けられないとか、あとは、手続をするのが困難だということが多くございました。それと、特に理由なしということも多くて、13あったのですが、こちらは、処遇改善加算は非常にいいものだと思うんですが、そちらが使われていないというところが13あったということで、そのまま現行を移行しているという状況が見られます。

また、事業所の経営状況はどうだろうかということの感想を聞いてみました。事業所に感想を聞いてみたのですが、今回の介護報酬改定はどうなんだろうかと感想を聞いてみたのですが、悪化したと言ったところが7事業所、別に変化はないよと言ったところが10事業所、主なところでございました。

また、介護人材は不足していますかという質問をしてみました。参考に聞いてみたのですが、不足しているというのがほとんどです。18事業所ございました。

また、今回、介護報酬改定に当たって、セミナー等に参加して、積極的に改善しようという姿勢があるかどうかということも見てみたのですが、厚生労働省のホームページを見ているところの方が14件で、セミナーに参加しているというのは7件程度という結果がございました。

以上になります。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 丁寧に市内の事業所の様子を調査いただきまして、本当にありがたいというふうに思います。

その中で、このような、国は基本報酬を下げて、処遇改善加算をつけたから、ベースアップできているはずだということに対して、なかなかそういう状況ではないという市内の状況が分かったものかなというふうに思いました。なかなか人材不足も厳しいという状況が分かったわけですが、例えば、国保制度とちょっと関連して考えてみますと、国保はやっぱり制度的な問題があったり、被保険者の負担が大きい、自治体の負担も大きいということで、市長も全国市長会を通じて要望を、もっと財政支援をしてくれというような要望をしていますということを毎回お答えしていただいているわけですが、介護保険については、市として何かそういう動きとかがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 全国市長会の動きなんですけど、先月、11月14日、重点提言としまして国に提言をしております。厚生労働省のほうに提言をしております。その主な内容ですが、1点目として、介護報酬改定に当たりましては、都市自治体をはじめ、関係者の意見を十分に踏まえて、簡素で分かりやすい報酬体制を構築すること。もう1点は、地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよう、報酬改定の影響を十分に検証して、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなど、必要な措置を講じるということ提言しております。

以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。市長会のほうでもしっかりと厚生労働省に要望していただいているということで、同じ思いかなということが分かりました。先ほどのお話の中で、簡素で分かりやすい報酬改定を求めるということについては、やはり、今回、基本報酬を下げて複雑な処遇改善加算をつけているということについては、先ほどの市内の状況でも、なかなか複雑過ぎて、処遇改善加算をつけるまでに至らない事業所がたくさんいるということですので、そういうことも含めまして、本請願の中身は、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めているということとして、これは採択すべきというふうに考えます。

○清水（健）委員長 ほかに質疑、ご意見ありますか。萩原委員。

○萩原委員 先ほど執行部から説明をいただいた中で、恐らく、まだ内容をあまり理解できていなかったり、やや消極的な部分もあるような事業者もあるのかなと思いましたので、今後も改善に向けた取組を、事業者に情報提供等をしっかりとさせていただきたいなと思いました。

それと、この件に関しては、訪問介護の基本報酬が下げられたことが問題になっているのは私も承知しておりますし、請願趣旨も理解できる部分もあるのですが、先ほど、全国市長会が重点提言として要望を出していると。そして、こういう様々な意見を踏まえて、今、国が実態調査をしている段階だということを知っています。それで、3月にその結果が出るということなので、これはやはり、国の動向を踏まえて、今後、私たちもいろいろと慎重に動くべきかと思っておりますので、現段階でこの意見書を提出するべきではないのかなと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見、質問ありますか。山田委員。

○山田委員 今のようなお話から、国から何か、市のほうとかでの対策とか、国の対策とかの、そういう下りてくるようなことが何かあったらお聞きしたいのですけれど。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 国の動きにつきましても介護保険課のほうで少し調べさせていただきました。現行の動きですけれども、令和6年度に入りましては、やはり、今回の報酬改正は処遇改善、人材確保、こちらが主の目的でございます。なので、介護報酬全体についてもプラス1.59%というふうにパーセントを上げて、こちらが主体となって、この3年間、第9期計画の3年間をやっていこうという、そういったいろんな取組をしています。その中で、処遇改善加算の促進につきましては、国のほうではセミナーをやったり、個別的に無料で社会保険労務士が訪問してアドバイスをしたりとか、国のほうで総合窓口をつくって、こちらで処遇改善の利用促進を図っているという状況がございます。

また、県のほうにおきましても、やはり訪問介護職員の不安解消という点で、在宅ケアハラスメントの相談窓口を設けるということをやったり、あとは、人材確保のために、外国人の労働者を外国まで行って引っ張り込んでマッチング事業をやっているというような、そういう状況がございます。現状はそういうことをやってきたというところで、先ほど委員からもありましたが、9月から、介護報酬改定についてはどういった影響があるかというところの実態調査を始めたところでございます。こちらは、3月の予定ですが、その実態について公表するというふうに厚生労働省では言っております。

最新の情報でございますけれども、11月に国のほうから市のほうにちょっと通達があったのですが、介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策というものを今後やっていく予定だと。早急にやっていく予定だというところが来ております。内容的には、まず1点目として、介護人材確保・職場環境改善等事業といたしまして、処遇改善加算をつけている事業所のうち、ある一定の要件を満たしたところに補助をしましょうということが1つございます。こちらの補助の在り方については、都道府県から事業所に補助をするよというような仕組みをつくる予

定があるということを言っております。また、もう一つです。要件には、やはり研修等に参加するのが大変だという、要件をなかなか満たせないというところもあるので、そういった研修体制の整備をするとか、新しいヘルパーさんが訪問するときに、前のヘルパーさんが同行してアドバイスするとかいったようなときがあった場合、そういったところにも補助をしましょうというような制度を設けたり、また、ICTを導入したところにも補助しましょうと。また、連携体制を強化するために介護人材の協議会を設置しましょうということや、ホームヘルパーの魅力発信、こちらも積極的にやっっていこうという、そういった指針といいますか、動きが見られます。これはまだ決まってははいないのですが、今後はそういうことをやっていく予定だというふうに厚労省のほうでは言っております。

また、今回は、新設とか、拡充したような、処遇改善加算のほかにも加算がございます。認知症ケア加算とか、口腔連携強化加算とか、特定事業所加算なんというものを拡充したり、要件を緩和したりということもやっているのです、そちらの利用促進を図っていきましょうということを厚労省では取り組んでいくよということを言っております。

以上です。

○清水（健）委員長 山田委員。

○山田委員 ご説明ありがとうございます。今のようなことから、国ではいろんな対策に走ってやっているということですので、私もこの請願に関しては、そこまで提出しなくても大丈夫なのかなとは思っております。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。萩原委員。

○萩原委員 すみません、今の執行部のご説明で、ちょっと付け加えさせていただきたいというか、お聞きしたいです。それは、支援強化をパッケージとして令和7年度の概算要求をしているということですね、既に。

○清水（健）委員長 横山介護保険課長。

○横山介護保険課長 先ほど言ったことは、パッケージプランというのは9月に示された支援でありまして、11月に示してきたことは、先ほどお話ししましたが、介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策というもので、11月に新たにまた、名前を変えてではないですけど、さらに強化して、それを通達してきたと。それは令和6年度の補正で組むかどうかという段階で、今、審議しているという状況です。

○清水（健）委員長 萩原委員。

○萩原委員 ありがとうございます。国もいろいろ考えて、いろいろ対策をしていただいているということが理解できました。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、ご意見なしということで、以上で質疑を終了したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時5分 再開

○清水（健）委員長 それでは、再開をいたします。

これより討論を行いたいと思います。討論ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 請願第17号に反対の立場で討論します。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて、請願項目1、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。介護報酬改定は3年ごとに改定をしています。請願項目には無理があり、否決すべきものだと思います。今回の改定では、ほとんどのサービスで基本報酬が引き上げられます。介護事業経営実態調査の結果を基に、訪問介護など、一部のサービスでは引き下げられました。令和6年度改定検証調査、また、それには、介護報酬改定検証の効果を検証する次期改定に向けた調査研究をしております。新たにここで意見書の提出は必要ないと思います。

以上です。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 請願第17号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求めることについて、賛成の立場から討論します。

ただいまご説明があったように、国も様々な改善策を考えているということですが、地域包括ケアシステムを行っていく上で訪問介護は要となる事業ですので、国が努力するのは当然であるというふうに思っています。しかしながら、介護関係団体の調査によれば、介護職員の今年度の賃上げ率が正規職員で2.52%。一方、今春闘の賃上げ率について、連合のまとめでは5.1%ということで、介護職員と一般労働者の賃上げの格差は明白です。そのような格差是正、物価高騰に追いつく賃上げということも含めて、3年に1度の改定を待たず、早急に介護報酬の再改定を行うことは必要であると考え、本請願は採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、これより採決に入らせていただきます。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定いたしました。

以上で請願の審査を終了いたします。傍聴者の方は退席していただいても結構です。

次に、執行部から説明の申し出がありますので、所管事項説明に入ります。

配付資料のフォルダに戻っていただきまして、国保年金課、資料1をお開きください。

執行部より説明を願います。大和田保健福祉部長。

○大和田保健福祉部長 本日はお時間をいただき誠にありがとうございます。

○清水（健）委員長 ご説明は着座で結構です。よろしくお願ひします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。着座にて失礼いたします。国保制度の見直しに伴う検討状況、税率改正につきましては、本会議においてもご答弁させていただきましたが、今回は資料を用いて、さらに詳細にご説明させていただきます。

それでは、国保年金課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。ご説明は着座で結構です。

○三村国保年金課長 着座で失礼いたします。それでは、国保制度の見直しに伴う検討状況、税率改正についてご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の資料は国保運営協議会に諮ったものですが、時間の関係で、ポイントのみのご説明とさせていただきます。

初めに、資料1、国保制度の見直しについてのフォルダをご覧ください。

1点目は、都道府県単位での保険税水準統一の徹底についてです。本年6月に国から、都道府県単位での保険税率統一の目標年度は令和15年度を目指しつつ、遅くとも17年度までの移行を目標とすると初めて具体的に示されたものです。保険税統一となれば、市町村の独自財源を利用した保険税抑制はできなくなり、四角で囲ってあるところに「標準（必要）保険税率」とございますが、これは、納付金を県に納めるために必要となる保険税率として、県が毎年市町村ごとに示すものです。この標準保険税率からかけ離れた低い税率で抑えていた場合、完全統一時に被保険者に急激な負担増となってしまいます。そのため、完全統一までには段階的に標準保険税率に近づけていくことが必要となります。茨城県では完全統一の年度を令和8年度末までには決定し、取組を加速化していくこととなると見込まれます。

次に、2点目、子ども・子育て支援金制度の創設により、公的医療保険に子ども・子育て支援金が上乘せされ、国に納める仕組みが導入されるものです。国保税に1人当たり、8年度は3,000円、9年度は3,600円、10年度は4,800円上乘せされるため、8年度から10年度までは毎年税率改正が必要と見込まれます。このような新たな制度導入等を踏まえ、検討を進める必要が出てまいりました。

次のページをご覧ください。こちらは国の保険料水準統一加速化プランの概要となっておりますが、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料2、本市国保の現状についてのフォルダをお開きください。資料2、本市国保の現状につきましては、記載の項目についてご説明させていただきます。

次のスライド、2-1、被保険者数の推移をご覧ください。資料の数字の一部を11月時点で見直し、取消し線で修正してございます。被保険者数は、棒グラフ、平成30年度の3万5000人から令和6年度の2万4,000人へと、6年間で約6,500人、年間1,000人以上減少しております。これは、75歳を迎えた方の後期高齢者医療保険への移行や、社会保険の適用拡大による社会保険への移行などの影響によるものです。

次のスライド， 2－2， 医療費の推移をご覧ください。緑色の棒グラフ， 医療費は被保険者数の減少に伴い年々減少しておりますが， 赤色の折れ線グラフ， 1人当たりの医療費は年々増加しております。

そのため， 次のスライド， 2－3， 納付金の推移をご覧くださいと， 令和5年度以降， 納付金は高止まりとなっております。7年度の納付金額など， この後も金額の修正が出てまいります， これは， 11月末に県から7年度納付金の仮算定が示され， 納付金の見込額が今年度より約1億円下がったことから， 修正を加えたものです。

次のスライド， 2－4， 納付金に係る財源不足の推移をご覧ください。4年度の税率改正後， 5年度から7年度の棒グラフ上， 赤色の部分の財源不足は年々拡大しております。

次のスライド， 2－5， 1人当たりの国保税額， 収納率の推移をご覧ください。緑色の棒グラフ， 国保税額は， 税率改正を行った令和4年度以降， 増額となっております。赤い折れ線グラフは収納率で， 5年度は約96％と， 県内3位の高い収納率を維持しております。

次のスライド， 2－6， 令和6年度の国保税の県内比較をご覧ください。本市は県内で中央に位置しております。

次のスライド， 2－7， 令和6年度の国保特別会計予算をご覧ください。歳入歳出の予算規模は125億円となっております。右側の歳出で， 一番大きなウエートを占めているのは保険給付費， 医療費で， 85億4,000万円， 全体の68.3％， 次は， 県に納める納付金35億8,000万円で， 28.7％， 合わせて歳出の97％を占めております。左側の歳入は県支出金87億円， これは， 歳出にあります保険給付費を県が全額負担している分で， 70％を占めております。次に， 国保税が23億8,000万円， 19％を占め， そのほか， 国， 県， 市からの繰入金などから構成されております。

次のスライド， 2－8， 令和6年度国保税の決算見込みをご覧ください。左側の下の欄， 6年度の国保税の不足額は4.7億円になる見込みであり， 不足分に対しては基金繰入金などを活用して補填する予定でございます。右側上に参考として記載しております1人当たりの現行の税率は10万6,000円， 県の示す標準保険税率は13万円， 差額は2万4,000円となっております。この標準保険税率で設定した場合には不足額は0.4億円となり， ほぼ財源不足とならずに運営できるものとなります。

次のスライド， 2－9， 支払準備基金の残高をご覧ください。黄色の部分は基金取崩し額で， 5年度以降， 年々増加しております。そのため7年度に基金は枯渇する見込みであり， 国保制度を安定的に運営していくために， 7年度は税率改正を行わなければならない状況となっております。

続きまして， 次のスライド， 3， 令和7年度からの国保税率見直し方針案をご覧ください。記載の項目について説明させていただきます。

次のスライド， 3－1， 国保税率見直しの考え方をご覧ください。先ほども触れさせていたいただきましたが， 厳しい財政状況の中， 中期的な見通しを持って， 国の新たな制度導入等を踏まえ， 検討を進めていくこととしております。

次のスライド，3年おきに改正する案をご覧ください。ここからは具体的な改正案をお示ししております。前回，令和4年度の改正は18年ぶりの大きな改正となりましたので，当時から改正の間隔は3年おきくらいに行うことを検討しており，今回も最初に3年おきの改正案を考えたところです。一番右側に現行の税率をお示ししてあり，その左側，3つが3年おきに改正する案となっております。この中で，一番左側の欄の繰入金なしの運営を図るためには，一番下，赤枠の中にありますように，現行との乖離，3万3,000円が増額となり，被保険者にとっては急激な負担増となってしまいます。そのため，当面は現在の標準保険税との乖離，2万4,000円を複数年で解消していくことといたしました。

次のスライド，標準保険税の到達のためにをご覧ください。9年度までの3年間に目標額をプラス2万7,000円としておりますのは，6年度の1人当たり国保税10万6,000円と，標準保険税13万円との乖離，2万4,000円に，9年度までの子ども・子育て支援金の増額分，およそ3,000円を加えた，合計2万7,000円を段階的に解消していこうとするものです。この目標に向けた具体策として，2つの案をご説明させていただきます。

次のスライド，3-2，案1，隔年1万2,000円増額パターンをご覧ください。こちらの案は，7年度と9年度に1万2,000円，そして，間の8年度に子ども・子育て支援金分の3,000円を加え，合計2万7,000円とする案で，年度ごとに増額幅が上下してしまう案です。

次のスライド，3-3，案2，毎年9,000円増額パターンをご覧ください。こちらの案は，7年度から9年度の3年間，毎年9,000円増額するもので，子ども・子育て支援金分の3,000円を含んで，均等に増額しようとするものです。

次のスライド，試算1，案1の1万2,000円増額で改正した場合の7年度の試算をご覧ください。モデルケース1では，所得がゼロ円の単身世帯の方は，均等割が7割軽減され，影響額はプラス2,900円となります。

次のスライドをご覧ください。同じく，1万2,000円増額で改正した場合のモデルケース2から5のケースでは，所得が上がるにつれて影響額も大きくなっており，モデルケース4や5では，所得が500万円，4人世帯で8万円から9万円台の影響が出ております。

続いて，次のスライドをご覧ください。試算2，案2の9,000円増額で改正した場合の7年度の試算です。モデルケースは先ほどと同じ事例です。モデルケース1の影響額はプラス2,400円となっております。

次のスライドでは，同じく，9,000円増額した場合の4ケースとなっております。モデルケース4や5では6万円台の影響額となり，先ほどの1万2,000円増額パターンの試算よりも単年度の負担は軽減されております。

次のスライド，3-4，案件別比較をご覧ください。案1と案2の比較ですが，増税額は1万2,000円と9,000円の違いはありますが，3年間の増税額2万7,000円や，9年度の1人当たりの国保税額13万3,000円は同額であり，所得階層ごとの影響額については，案1の隔年1万2,000円のほうが影響が大きくなるという違いが出ております。

このような結果から、次のスライド、3-5、国保運営協議会からの意見をご覧ください。委員からの意見として、税率を上げるのは了承するものの、最終的に3年目の国保税が同じなら、均等に増額するプランのほうがよい。上がり幅はできるだけ抑えたほうがよいという意見などから、毎年9,000円増額で進めることに全ての委員の賛同を得たところです。ただし、市民に納得して納税していただけるよう、市民への周知については分かりやすく、そして、税額を上げることだけでなく、医療費の抑制や健康増進に関する取組についてもPRしたほうがよいなどの意見も出されましたので、こういった意見を踏まえ周知に努めてまいりたいと考えております。

次のスライド、3-6、税率改正に伴う負担緩和策（案）をご覧ください。

1点目、税込不足への補填についてですが、年平均9,000円の増額に抑えたことにより、9年度までに生じる税込不足に対しては、一般会計から積み立てた基金を取り崩し、補填するといった負担緩和策を考えております。そのため、令和6年度3月定例会において、補正予算として、一般会計から基金に約5億円の積立てを検討しております。

次に、2点目から4点目につきましては、これまでどおり実施し、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していきたいと考えております。

次のスライド、3-7、今後のスケジュールにつきましては、説明は割愛させていただきます。

次のスライドをご覧ください。試算3、賦課限度額3万円増を勘案した場合の7年度の新たに作成した試算です。こちらは毎年9,000円増額での新たな試算となります。医療保険制度では、保険料負担に一定の限度を設け、被用者保険でも限度超過の割合をおおむね1.5%とするよう設定されており、国保においても国において毎年見直しが行われております。7年度についても3万円引上げが検討されており、7年度税制改正大綱に盛り込まれ、年度内に政令が改正される見通しとなっております。その改正を反映しますと、高所得層により多く負担いただくこととなりますが、中間所得層に配慮した保険料の設定が可能となるものです。モデルケースの影響額では、先ほどの9,000円増のものと比べますと、所得が高くなるほど増額幅は軽減され、モデルケース4や5で約2,000円減額となる見込みであります。モデルケースのほかにも、所得や世帯の構成人数による影響のイメージ図を資料3のファイルに収めてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、次のスライド、3-8、まとめをご覧ください。国保運営協議会で決定した税率見直し方針はこれまでご説明させていただいたとおりです。下の4行になりますが、社会保障制度改革等への対応についてです。7年度からの市の税率改正方針が運営協議会で定まった以降に、国においては、①社会保険への適用拡大要件である企業規模や106万円の壁の撤廃、そして、②103万円の壁引上げ、さらに、直近では、③高額療養費制度の自己負担額引上げなど、様々な検討が一気に進められております。したがって、今後はこれらの社会保障制度改革状況等に基づき、必要時に適宜所要の見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上で、長くなりましたが、説明を終わります。委員の皆様にもご理解をいただきながら進

めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ご説明ありがとうございます。

この計算の仕方というんですかね。財源不足に対する、国保税を引き上げなければならないということについて、それで、毎年9,000円ずつという計算はそのとおりだというふうに思いますけれども、そうはいつでも、非常に引き上げられる、毎年毎年3年間は引き上げられるということで、被保険者の影響は、なるべく急激な引上げにならないようにという配慮はしていると思うんですが、本当に厳しいなというふうに思っているわけです。

令和7年度は一般会計から5億円を基金に積むということで、市も最大限努力していただいたということは思っております。そこは感謝したいと、その考え方については感謝したいというふうに思っておりますが、例えば、国保はほかの被用者保険に比べてやはり高いということがあると思うんです。その点については、全国知事会でも、少なくとも協会けんぽと同じ程度に引き下げるために、1兆円の財源を保障してくれということをやっと要望していると思うんですね。その辺り、他の被用者保険、中小企業などでつくる協会けんぽとの差というんですかね。その辺りはどうなんでしょうか。世帯年収とかによって違ってくると思うんですけれども、その辺りはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 令和6年11月に国民健康保険中央会から出された資料によりますと、国保の加入者1人当たりの平均保険料は8.9万円、協会けんぽは12万2,000円、これは保険者のほうで半分負担していて、24万4,000円となります。1世帯当たりは、国保が13万5,000円、協会けんぽが被保険者1人当たり19万6,000円というふうになってございます。保険料の負担率につきましては、国保が9.6%、協会けんぽが7.2%となっておりますので、所得に占める負担割合につきましては国保のほう負担が大きいというような状況になってございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 国保は所得に対する負担が重いということなんですよ。

この資料の中でちょっとお伺いしたいことは、試算の3、25ページというんですか。モデルケース1で、所得ゼロ、単身世帯、介護ありで、影響額が2,400円も高くなるということですけども、この方は、このモデルケースの場合は年金生活者ということで、年金は物価に応じて上がっているわけではないので、変わらない年金の中で2,000円増えるわけですよ。次の年はまた2,000円増えて、また次の年は2,000円増えるということで、どんどん国保税ばかりが、年金は上がらないのに、国保税ばかりが上がっていくということで、このモデルケース1の世帯当たりのパーセンテージというんですかね。国保世帯の中の占める割合というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 お一人世帯の方ですと、3,000世帯ぐらいになります。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。本当に上がらない年金の中で、国保税ばかりが毎年毎年上がっていくという状況になるということなんですよ。

それで、次のページのモデルケースの4とか5というのは、所得500万円で、4人世帯で、子どもがいるのですよね。子どもが本当にお金がかかりますよね、子育てに。いろんなことにお金がかかる世代で、年間で6万円から上がると。次の年にまた6万円から上がって、次の年にまた6万円上がるということ。3年間で18万円ぐらい国保税ばかりが上がるという子育て世帯に、これも本当に厳しいなというふうに。こうせざるを得ないというのは分かります。その辺の影響というのは、納得してもらうために丁寧な説明をするということですから、納得はしても本当に厳しいという状況はやっぱり理解していただきたいというふうに。理解してもどうにもならないということがあると思うので、本当にこれは、国の政治の根本を変えなければならないと改めて私は思っているわけですけども、その辺りで何かあれば伺います。

○清水（健）委員長 三村国保年金課長。

○三村国保年金課長 委員がおっしゃるところは重々私たちも感じているところです。できることならば国保税を上げたくない。できるだけ上げないで済むなら、そのほうがいいのかなどというふうにはもちろん思って、本当にこの案にたどり着くまでには様々な検討を重ねてまいりました。シミュレーションもたくさん行いましたし、この3年間という計画ですけど、もうちょっと長くしたらどうだろうかとか、もう少し下げられないだろうかとか、様々な検討をしたのですが、やはり、不足分については県の一般会計のほうから繰り入れて対応しなければならぬというような状況があります。一般会計のほうから繰り入れる額につきましても、国保以外の方から納めていただいた税金を充当しているというような状況もありますので、できるだけ市の内部でも検討を重ねたのですが、ここがもう精いっぱいかなというところまで考えているところでございます。子どもさんがいらっしゃるところは本当に大変だと思うんですけども、市の独自財源というところで、子どもさんの均等割2分の1軽減という対策は今後でも続けていきたいと思っておりますので、少しでもお子さんのいる世帯の軽減には努めていきたいと考えております。本当に皆様にご理解していただけるように、しっかりとご理解いただけるような説明責任を果たしていきたいというふうに考えてございます。

○清水（健）委員長 ほかに意見、質疑あればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で国保制度見直しに伴う検討状況についてを終了いたします。

執行部の皆様は退席していただいて結構です。なお、傍聴者の方も退席願います。

（執行部・傍聴者退席）

○清水（健）委員長 それでは次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

3月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様からご意見などがあればお願いいたします。

(「正副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 今、正副委員長一任というご意見をいただきましたので、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、正副委員長一任ということではございますが、教育委員会のほうから、中央図書館、こちらの設計について説明の申し出がありますので、これを次回の案件にしたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、日程についてなんですけども、第1候補としまして2月12日(水曜日)、第2候補としまして2月13日(木曜日)、ご予定はいかがでしょうか。

それでは、一旦暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

○清水(健)委員長 それでは、再開をいたします。

先ほどの日程調整の件です。協議の続きなんですけども、2月12日(水曜日)、日程のご都合が悪い方がいらっしゃれば申し出ていただきたいのですが、大丈夫ですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、第1候補日としまして、2月12日(水曜日)とさせていただきます、午前10時からとさせていただきますと思います。

それでは、次回の委員会の日程は、改めてなんですけども、2月12日(水曜日)10時からとしますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

配付資料のフォルダに戻っていただきまして、継続調査申出書(案)をお開きください。よろしいでしょうか。

事務局職員に説明をさせます。國谷次長補佐。

○國谷次長補佐 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により継続調査の申し出を提出しているところでございます。案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水(健)委員長 ただいまの説明について、何かご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 それでは、この案のとおり提出をしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、この案のとおり閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 特になきようですので、以上とさせていただきます。

それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会